**平成２１年（フ）第２１０３号**
名古屋市中村区稲葉地町５丁目35番地
債務者　佐藤　忠宏
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５９号**
三重県四日市市平町３―16　フットワークエクスプレス中部寮内、住民票上の住所三重県桑名市大字森忠911番地２
債務者　小林　由男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３３８号**
三重県三重郡菰野町大字田光1367番地11
債務者　加藤　隆幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３３９号**
三重県三重郡菰野町大字田光1367番地11
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３４１号**
三重県四日市市西富田２丁目４番25号
債務者　廣瀬　純代
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３４３号**
三重県いなべ市北勢町麻生田3674番地１　トライアンハイツ203号、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区愛子中央３丁目28番５―543号
債務者　庄子祐次朗（旧姓冨樫）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３５０号**
三重県桑名市大字西別所1200番地109
債務者　坂野　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３５１号**
三重県桑名市大字西別所1200番地109
債務者　坂野　真也
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３５２号**
三重県いなべ市北勢町麻生田2908、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町中山322番地12
債務者　外川　一城
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３５３号**
三重県四日市市垂坂町354―３　サンシティ仲之坊102
債務者　山下　智子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３５８号**
三重県三重郡川越町大字豊田235番地１　エスポワール富洲原103号
債務者　福田　哲治
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３５９号**
三重県三重郡川越町大字豊田235番地１　エスポワール富洲原103号
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３６０号**
三重県三重郡菰野町大字竹成2499番地
債務者　安田　和人
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３６１号**
三重県桑名市大字和泉563番地３　メゾンドＭＡ２―Ｃ
債務者　白木　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第３６２号**
三重県四日市市坂部が丘４丁目１番地２―45
債務者　濱邉　笑子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第９１号**
鳥取県倉吉市下余戸206番地４　レオパレスアミーゴ106号室、住民票上の住所鳥取県倉吉市下余戸206番地４
債務者　塚田　　幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２１年（フ）第１７７号**
広島県尾道市門田町15番30号
債務者　安井　清子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係